

掲示期間 3.20-3.29

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第13号

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは第12項ただし書」を「，第12項ただし書，第13項ただし書若しくは第14項ただし書」に改める。

第8条に次の2項を加える。

4 法第6条の4第1項第1号及び第2号の規定に適合する建築物については，前項の規定を適用しない。

5 法第20条第2項の規定に適合する建築物については，第3項の規定を準用する。この場合において，同項中「建築物」とあるのは「政令第36条の4に定める当該建築物の部分」と読み替えるものとする。

第18条第2項中「又は第12項ただし書」を「，第12項ただし書，第13項ただし書又は第14項ただし書」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

区域名	垂直積雪量（単位 センチメートル）
1 北区のうち，神谷内，三軒屋町，島見町，白勢町，新富町，新元島町，すみれ野1丁目から3丁目まで，太夫浜，太夫浜新町1丁目から2丁目まで，太郎代，つくし野1丁	100

<p>目から2丁目まで，名目所，名目所1丁目から3丁目まで，新崎，新崎1丁目から3丁目まで，濁川，濁川1丁目，西名目所，東栄町，細山，松潟，松栄町，松浜1丁目から8丁目まで，松浜新町，松浜町，松浜東町1丁目から2丁目まで，松浜本町1丁目から4丁目まで及び松浜みなとの区域</p>	
<p>2 北区のうち，前項に掲げる区域以外の区域</p>	<p>1 2 0</p>
<p>3 東区の全域</p>	<p>1 0 0</p>
<p>4 中央区の全域</p>	<p>1 0 0</p>
<p>5 江南区のうち，天野，天野1丁目から3丁目まで，栗山，姥ヶ山，江口，大淵，祖父興野，嘉木，嘉瀬，上和田，北山，久蔵興野，蔵岡，酒屋町，笹山，三百地，鐘木，清五郎，曾川，楚川，曾野木1丁目から2丁目まで，太右エ門新田，俵柳，直り山，長潟，中野山，鍋潟新田，西野，西山，花ノ牧，平賀，細山，舞潟，松山，丸潟新田，丸山，丸山ノ内善之丞組，茗荷谷，山二ツ，両川1丁目から2丁目まで，和田及び割野の区域</p>	<p>1 0 0</p>
<p>6 江南区のうち，前項に掲げる区域以外の区域</p>	<p>1 2 0</p>
<p>7 秋葉区のうち，天ヶ沢，鎌倉，小須戸，小向，新保，水田，舟戸1丁目から2丁目まで，松ヶ丘1丁目，矢代田，横川浜及び竜玄の区域</p>	<p>1 2 0</p>
<p>8 秋葉区のうち，前項に掲げる区域以外の区域</p>	<p>1 3 0</p>
<p>9 南区のうち，天野，大別當，上曲通，木滑，下曲通，月潟，釣寄，釣寄新，西萱場及び東長嶋の区域</p>	<p>1 0 0</p>

1 0 南区のうち，味方，居宿，大倉，大倉新田，山王，山王新田，七穂，西白根，福島，吉江及び吉田新田の区域	1 1 0
1 1 南区のうち，第 9 項及び前項に掲げる区域以外の区域	1 2 0
1 2 西区の全域	1 0 0
1 3 西蒲区のうち，次項に掲げる区域以外の区域	1 0 0
1 4 西蒲区のうち，味方，油島，新谷，石瀬，岩室温泉，植野新田，打越，姥島，潟浦新，潟上，金池，上小吉，北野，久保田，高野宮，河間，小吉，栄，猿ヶ瀬，白鳥，高橋，高畑，津雲田，道上，富岡，中之口，長場，夏井，西中，西長島，西船越，羽黒，橋本，原，針ヶ曽根，東小吉，東中，東船越，樋曽，福島，真木，牧ヶ島，間瀬，三ツ門，南谷内，門田，横曽根，六分，和納及び和納 1 丁目から 3 丁目までの区域	1 1 0
備考 建築物等の敷地が垂直積雪量を異にする 2 以上の区域にわたる場合においては，その敷地における面積が最大となる区域内に当該建築物等があるものとして，この表の規定を適用する。	

附 則

この規則は，平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。